



消防法の一部改正に伴う、 消防法施行令及び消防法施行規則等の改正について

予防課

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、新たに一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成を義務付ける消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号）が平成19年6月22日に成立・公布されました。

これを受けて、上記改正法の施行日を平成21年6月1日と定めるとともに、必要となる自衛消防組織の細目、防災管理者の資格等について関係規定を整備するため、平成20年9月24日に「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第300号）」、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第301号）」、「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号）」及び関連告示が公布されました。

以下、その概要を説明します。

第1 自衛消防組織

1-1 自衛消防組織の役割

自衛消防組織は、火災時やその他の災害時において、消防計画等においてあらかじめ定められた分担により、以下の業務を行うこととされました。

- ・火災の初期段階における消火活動に関する業務
- ・情報の収集・伝達と消防用設備の監視等に関する業務
- ・在館者が避難する際の誘導に関する業務
- ・救出や救護に関する業務

1-2 自衛消防組織を置かなければならない防火対象物

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するものとされました。

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの

用 途
劇場等（1項）、風俗営業店舗等（2項）、飲食店等（3項）、百貨店等（4項）、ホテル等（5項イ）、病院・社会福祉施設等（6項）、学校等（7項）、図書館・博物館等（8項）、公衆浴場等（9項）、車両の停車場（10項）、神社・寺院等（11項）、工場等（12項）、駐車場等（13項イ）、その他の事業場（15項）、文化財である建築物（17項） （共同住宅等（5項ロ）、格納等（13項ロ）、倉庫（14項）は含まれない。）
規 模
（イ） 階数が4階以下の防火対象物 → 延べ面積 5万㎡以上
（ロ） 階数が5階以上10階以下の防火対象物 → 延べ面積 2万㎡以上
（ハ） 階数が11階以上の防火対象物 → 延べ面積 1万㎡以上

- ② ①に掲げる用途に供される部分が存する複合用途防火対象物（16項）で、①の規模の要件のいずれかに該当するもの。

（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計で、それぞれ判断する。）

- ③ 延べ面積1,000㎡以上の地下街（16項の2）

1-3 自衛消防組織の設置形態

自衛消防組織は、管理権原に合わせて以下のように設置することとされました。

① 複合用途防火対象物

事務所や物販など自衛消防組織の設置を義務付けられた用途の部分と、マンションなどそれ以外の用途の部分とが混在する場合は、自衛消防組織の設置を義務付けられた用途の部分に係る管理権原者（上の例では、事務所や物販部分の管理権原者）に対してのみ、自衛消防組織の設置義務を課すこととされました。

② 共同自衛消防組織

防火対象物の管理権原が分かれている場合は、原則と



して共同して自衛消防組織を設置しなければならないこととされました。

1-4. 自衛消防組織の要員の基準

自衛消防組織は、自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者等をもって充てる統括管理者と、1-1の業務ごとに、おおむね2名以上置く自衛消防要員をもって組織されることとなりました。

第2 防災管理

消防法の一部改正により、一定の建築物その他の工作物について、防災管理者の設置、防災管理に係る消防計画の作成や防災管理点検が義務付けられました。

2-1. 防災管理を要する災害

防災管理を要する災害は「地震」と「毒性物質の発散その他の特殊な災害」とされました。

2-2. 防災管理を要する建築物その他の工作物

防災管理を行わなければならない建築物その他の工作物は、自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物の要件に該当するものとされました。

2-3. 防災管理者の資格及び責務

防災管理を要する建築物その他の工作物には防災管理者を置くこととされていますが、防災管理者には、甲種防火管理講習と防災管理に関する講習の課程の両方を修了した者等で、管理的又は監督的地位のあるものを選任することとされました。

2-4. 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画にはおおむね別表のような事項を盛り込むこととされました。

2-5. 防災管理点検

防災管理を要する建築物その他の工作物は、防災管理点検資格者による消防計画の作成状況や避難訓練の実施状況についての点検を年1回以上受けることとされました。

また、防災管理点検資格者は、防火対象物点検資格者として3年以上の実務経験を有する者、防災管理者として3年以上の実務経験を有する者等で、防災管理点検に関する講習の課程を修了した者とされました。

別表 防災管理に係る消防計画

ア 防災管理に関する基本的な事項

- ① 自衛消防の組織の編成
- ② 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理とその案内に関する事。
- ③ 収容人員の適正化に関する事。
- ④ 防災管理上必要な教育に関する事。
- ⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事。
- ⑥ 関係機関との連絡に関する事。
- ⑦ 訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証結果と当該検証結果に基づく消防計画の見直しに関する事。等

イ 地震による被害の軽減に関する事項

- ① 地震発生時における建築物及びその在館者の被害の想定と想定される被害への対策。
- ② 建築物等についての地震による被害の軽減のための自主検査に関する事。
- ③ 地震による被害の軽減のために必要な設備・資機材の点検整備に関する事。
- ④ 地震発生時における家具、じゅう器等の備品の落下、転倒や移動の防止措置に関する事。
- ⑤ 地震発生時における通報連絡、救出、救護等の応急措置に関する事。

ウ 毒性物質の発散等特殊な災害による被害の軽減に関する事項

- ① 特殊な災害の発生時における通報連絡と避難誘導に関する事。

エ 自衛消防組織を置かなければならない場合は、地震等の災害に対応するための自衛消防組織の業務に関する事項

オ その他管理権原が分かれている場合における当該権原の範囲等

第3 施行期日と経過措置

改正政令等は、消防法の一部を改正する法律の施行日（平成21年6月1日）から施行されることとなりました。また、経過措置として、防火対象物定期点検報告制度の対象となっている防災管理対象物においても、一定期間、防火管理基準点検済証や防火優良認定証のみの表示を認めること、自衛消防組織の業務に関する講習や防災管理に関する講習等については、施行日前においても実施できること等が定められています。